

Inheritance

インヘリタンス

知っておきたいキリスト教のことば (126)

相続 そうぞく

「相続」という言葉は、一般的にも用いられます。その意味は、「亡くなった人にかかる死亡時点の資産や借金などを、亡くなった人と生前関係の深かった人が引き継ぐこと」です。基本的にある方が亡くなったときに発生する出来事です。(生前相続というもありますが)。

旧約聖書に出てくるイスラエルの民は、土地の相続をとっても重要視していました。イスラエル 12 部族にはそれぞれに土地が割り当てられ、またそれぞれの家系では長男が与えられた土地を受け継いでいきました。またルツ記 4 章 5 節にあるように、その家に跡継ぎができなかった場合には、先祖から受け継いだ土地を失わないように兄弟や親戚が責任をもって夫を失った人を妻にするといった対応をしなければなりません。

その背景には、イスラエルの人々は神さまから「約束の地」を相続したという聖書の記述があります。民数記 34 章 2 節にはこのように書かれています。

「イスラエルの人々に命じて、こう言いなさい。あなたたちがカナンの土地に入るとき、**嗣業としてあなたたちのものになる土地は、それぞれ境で囲まれたカナンの土地であって、それは次のとおりである。**」

このこともあり、イスラエルの人たちは「土地」にとっても大きな思いを持っているのです。ただしこの思いが強いばかりに、戦争や争いが起きているという事実も忘れてはならないと思います。

新約聖書の中では、人々に与えられるのは目に見える現実世界の土地ではなく、「神の国」です。わたしたちはイエス様を受け入れ、神の国の相続人となるのです。

次回は「大祭司」です。楽しみに。



「モーセとカナンからの使者」

ジョヴァンニ・ランフランコ

(1582~1647 年)

そこで、王は右側にいる人たちに言う。『さあ、わたしの父に祝福された人たち、天地創造の時からお前たちのために用意されている国を受け継ぎなさい。』

(マタイによる福音書 25 章 34 節)

